

## 日本産業精神保健学会委員会設置規則

### (目 的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本産業精神保健学会定款（以下「定款」という）第21条の規定に基づき、委員会に関する共通の事項を定めることを目的とする。

### (委員会の設置)

第2条 理事会は、会務を円滑に実施するため、理事会の諮問に応じ重要事項を審議し、又は代議員総会議決事項の執行に当たり、理事会を補佐するための委員会を設置する。

### (委員会の種類)

第3条 本学会の委員会の名称は、細則に掲げるとおりとする。

### (適 用)

第4条 各委員会の目的、業務、その他必要な事項は、当該委員会に関する規定を別に定めることができる。

2. 別に法律、定款、規則に当該委員会に関する規定があるときは、その規定を優先する。

### (委員会の構成)

第5条 委員会は、委員長、副委員長、担当理事および委員若干名をもって構成する。

2. 委員長及び担当理事は、理事会が選任する。

3. 副委員長および委員は、委員長が委員会の任務に適した会員から、その承諾を得て理事会に推薦し、理事会によって選任される。

### (委員等の任期)

第6条 委員長、担当理事及び委員の任期は、理事会に委員等の選任を受けてから次の理事改選時及び委員会の解散時までとし、委員等の再任及び他の委員会委員との重任は妨げない。

2. 委員長及び担当理事に欠員を生じたときは、理事会は後任者を選任し、後任者は前任者の任期を務める。

3. 委員等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会における決議に基づいて解任することができる。この場合、当該委員等に対し、理事会において弁明する機会を与えるものとする。

- 一 委員等の申し出のあったとき
- 二 委員等に心身の故障のために職務の執行に耐えられないと認められたとき
- 三 委員等に職務上の義務違反その他委員等としてふさわしくない行為をしたとき
4. 委員等は、任期が満了しても、後任の委員が委嘱されるまでは、引き続きその職務を行う。

(運 営)

第7条 委員長は、委員会を招集し、会議を総括する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、必要のときは委員長の職務を代行する。
3. 委員長は、必要に応じ参考人に委員会への出席を要請し、助言を求めることができる。

(報告及び記録)

第8条 委員長又は担当理事は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。

2. 委員会の会議の議事録は、委員長が作成して、これを事務所に保管する。

(小委員会)

第9条 理事会は、必要に応じて、委員会のもとに小委員会を設置することができる

2. 小委員会の目的、業務、その他必要な事項は、当該小委員会に関する規定を別に定めることができる。
3. 小委員会は、小委員会委員長、および小委員会委員若干名をもって構成する。
4. 小委員会委員長および小委員会委員は、当該委員長が小委員会の任務に適した会員から、その承諾を得て理事会に推薦し、理事会によって選任され、理事長が委嘱する。
5. 小委員会は、任期、運営は本規則第5条、第6条を準用する。
6. 小委員会の委員長は、審議内容及び活動状況を当該委員会または理事会に報告しなければならない。

(規則の改正)

第10条 本規則の改正は、理事会及び社員総会（代議員総会）の決議を経て行う。

附則

第1条 本規則は、平成28年6月17日から施行する。

第2条 本規則の施行に関する細則は別に定める。

## 日本産業精神保健学会委員会設置規則施行細則

### (目的)

第1条 日本産業精神保健学会委員会設置規則の施行に関し、規則に定められた以外の事項については、本細則に従うものとする。

### (委員会の事務)

第2条 専門職委員会の事務は、日本産業精神保健学会事務局において行う。

### (設置委員会の名称)

第3条 理事会は、次の各号に定める委員会を設置する。

- 一 編集委員会
- 二 渉外委員会
- 三 財務委員会
- 四 教育研修委員会
- 五 表彰選考委員会
- 六 会則検討委員会
- 七 研究推進委員会
- 八 研究倫理委員会
- 九 代議員選出委員会
- 十 精神疾患と業務関連性に関する委員会
- 十一 自殺予防委員会
- 十二 専門職委員会
- 十三 広報委員会
- 十四 医療従事者の精神保健支援委員会
- 十五 公務員等のメンタルヘルスに関する委員会
- 十六 治療と仕事の両立支援に関する委員会

### (移行措置)

第4条 理事会及び理事長は、日本産業精神保健学会委員会設置規則の施行前に設置した委員会について、当該委員会委員等の承諾があるとき、規則施行時に選任及び委嘱を行ったとみなすことができる。

### (細則の改正)

第5条 本細則の改正は、理事会の決議を経て行う。

附則

第1条 本規則は、平成28年6月17日から施行する。

令和3年2月7日改定